

小規模な飲食店にも消火器の設置が必要になります。



「ひとつずつ いいね! で確認 火の用心」 2019年度 全国統一防火標語

※ 平成28年12月22日に新潟県糸魚川市で発生した大規模火災を受けて、消防法施行令の一部が平成30年3月28日に改正されました。

対象

火を使用する設備又は器具を設けた飲食店
(飲食業として、提供する飲食物の調理の為に使用する、ガスコンロ、ガスレンジなどの器具)

改正前

飲食店は延べ面積150㎡から消火器の設置が必要

改正後

原則として飲食店は延べ面積に関わらず消火器の設置が必要

2019年10月1日施行

※ ただし、下記に該当する場合は、消火器の設置が免除になります。

- ① 電子レンジやIHコンロなどの電磁調理器
- ② 調理油過熱防止装置（いわゆるSiセンサー）
- ③ 自動消火装置（ダクト用自動消火設備を除く）
- ④ 圧力感知安全装置が付いているもの



住宅用火災警報器の設置は義務です。

豊見城市消防本部（署）（お問い合わせは予防課まで）

予防課 098-850-3105

総務課 098-850-3097

警防課 098-850-9108

消防署 098-850-0529